明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令（一七）　二
○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（一八）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（一九）　三
〔告　示〕
○食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六）　三
○海上保安能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令附則第四条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（厚生労働一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四七～五四）　四
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業・環境一）　五
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通九一）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九二、九三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九四～九八）　七
○自衛隊の特定行事、防衛大臣の定める区域及び入場料の額を定める件（防衛九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局四）　八
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
法　務　九
公証人任免（法務省）　九
労　働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示一）　九
公　聴　会　九
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁　金融商品取引業者に対する行政処分関係　一〇
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一七号）

（農林水産省）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七九号）の施行期日は、令和四年一二月一日とすることとした。

◇特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（政令第一八号）（農林水産省）

1　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七九号。以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、一の都道府県知事のみの処分に基づいて特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者に係る法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の通知等は、都道府県知事が行うこととした。（本則関係）

2　一の都道府県知事のみの処分に基づいて特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者に係る法附則第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知は、都道府県知事が行うこととした。（附則第二項関係）

3　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

4　この政令は、法の施行の日（令和四年一二月一日）から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。